

注意 平成27年3月5日、労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、平成27年7月1日から施工されることになりました。ご注意ください。

● 足場からの人の墜落防止及び物の落下防止に関する対策について ●

厚生労働省は、足場からの墜落災害を防止する有効な対策を検討するために平成19年5月から平成20年10月までの間に10回に亘って開催された「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」の検討結果を踏まえ、労働安全衛生規則の一部を改正し、平成21年6月1日より施行しました。また、「足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置」、「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用」及び「足場等の安全点検の確実な実施」について、安全衛生部長通達により関係事業者団体に要請し、その対策の徹底を都道府県労働局長に指示しています。なお、以下の措置は、仮設観覧席を含むイベント用足場、型枠支保工及びイベント等に付随する足場にも適用されます。

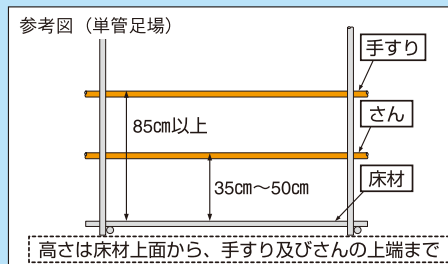
1. 足場からの墜落防止措置の充実

ア. 労働者の墜落防止関係

わく組足場以外の足場
(単管足場、くさび緊結式足場、つり足場など)

規則

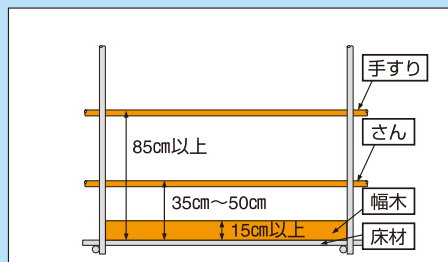
手すり（高さ85cm以上）及び
さん（高さ35cm～50cmの位置）の設置※1
※同等の措置（パネル・金網）含む



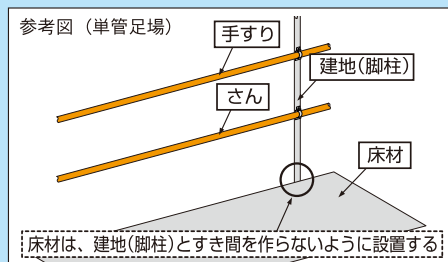
部長通達及びガイドライン

「足場からの墜落災害を防止する上でより安全な措置」として次のことの徹底を指導※3

手すり及びさんに加え、幅木を設置する。



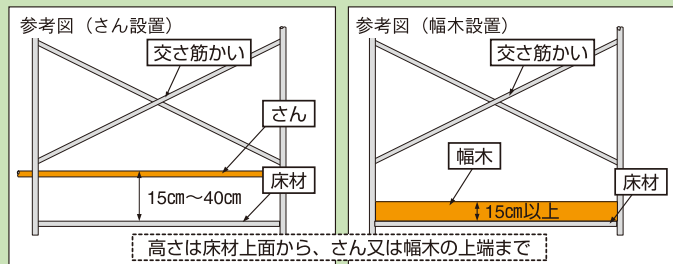
足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらぬよう設置することを指導。



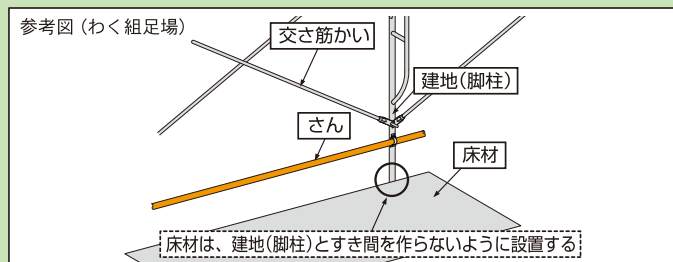
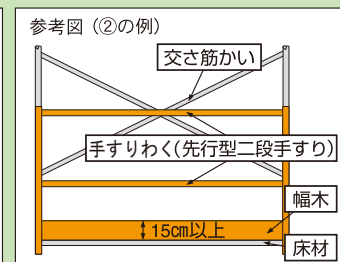
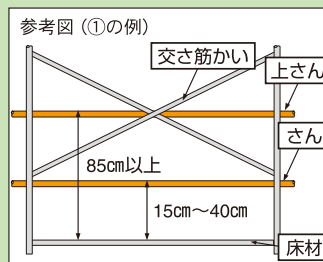
わく組足場

規則

交さ筋かいに、さん（高さ15cm～40cmの位置）又は
幅木（高さ15cm以上）の設置※2
※同等の措置（パネル・金網）含む



- ①さん又は幅木に加え、上さんを設置した足場
- ②手すり先行専用足場型の足場
- ③二段手すりと幅木の機能を有する機材を設置した足場のいずれかを設置する。



※ 足場の躯体壁側の措置

足場の躯体側にも「改正労働安全衛生規則」及び「安全衛生部長通達」に示す同じ措置が必要となります。

※1 「高さ10cm以上の幅木と併設した、幅木の上端から中さんの上端までの距離が50cm以下となるような中さん」は、高さ35cm以上50cm以下のさん(中さん)と同等以上の機能を有する設備に該当する。(基安発第0515001号 平成21年5月15日)

※2 わく組足場の妻側の墜落防止措置については、わく組足場以外の足場(単管足場等)と同じ措置とする。

※3 「メッシュシート」及び「安全ネット」は、手すり、中さん及び幅木の足場からの墜落防止措置を設置した上で、それらを補完する墜落災害防護機材として位置付け、「設置することが望ましいこと。」としている。